

中央労働委員会

会 長 諏訪 康雄 殿

中労委 平成25年（不再）第44号（京王バス小金井外不当労働行為事件）

早期公正命令を求める団体署名

標記事件について都労委命令の誤りを正し、早期に公正命令を下していただきたく要請いたします。

2016年2月29日の中央労働委員会証人尋問において、会社の内部資料である甲第245号証によって会社の組合差別意思が明白に立証されました。この会社内部資料には「中央線の線路に突き落として下さい」なる引継ぎ文書が含まれており、会社が組合を敵視し、その弱体化を図ってきたことは明らかです。

都労委命令は、会社主張を容認して本件差別の不当労働行為性を否定しました。その誤りは以下のように明らかです。

第1に、本件では差別の不当労働行為性を否定すべき会社側の主張立証責任が果たされていません。また、京王新労組結成後に発生した賃金・昇格差別が顕著であり、それが組合間差別であることがきわめて明確であるにもかかわらず、都労委命令は不当労働行為認定の枠組みである大量観察方式の適用を誤って賃金・昇格差別の不当労働行為を否定しました。

第2に、本件では、会社が京王新労組の結成直後からこの組合を明確に嫌悪し、様々な団結権侵害を重ねてきたにもかかわらず、都労委命令は、その認定・判断を怠り、会社の不当労働行為意思を看過しています。

また、本件では、賃金規程を改定し、不当な組合間差別を生じさせるべく昇給、昇格基準や評価制度を導入したのですが、その導入に際しても、京王新労組を無視し、説明・協議を怠ったものであり、この点においても、会社の不当労働行為意思は明確であるにもかかわらず、都労委命令はその認定・判断を怠っています。

第3に、格差を生じさせた会社の評価制度はきわめて不合理であり、会社の主張・立証によっても合理性が何ら明らかにされていないにもかかわらず、都労委命令は、会社の主張を鵜呑みにして、これを容認しました。

第4に、本件賃金・昇格差別は、継続する行為であり、現在生じている大幅な格差が一挙的に是正されなければ、団結権侵害の救済にはきわめて不十分であるにもかかわらず、都労委命令は、きわめて形式的に判断して、救済すべき期間を1年間に限定しようとしており誤りです。

以上の都労委命令の誤りを正し、速やかに救済命令を下していただくよう要請いたします。

201 年 月 日

住 所 _____

団 体 名 _____

代 表 者 _____ ㊟

恐縮ですが返信用切手はカンパ願います。返信用封筒が付けられなくて
申し訳ありません。

以下を切り取って封筒に貼り、返信用宛名に利用して下さい。

〒135-0048

東京都江東区門前仲町1-20-3

東京建設自労会館7階

建交労東京都本部内

建交労・京王新労組支援共闘会議行き